

産業構造審議会 保安分科会の役割について

平成 24 年 11 月 6 日
 経 済 産 業 省
 商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ

火薬類の取締り、高圧ガスの保安、その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）については、これまで、総合資源エネルギー調査会の分科会等において調査審議が行われてきたが、今般、原子力安全・保安院の廃止による組織改編に伴い、これに代わるものとして産業構造審議会に保安分科会を設置し、一括して調査審議を行うこととなった（参考 1）。

近年、産業保安を巡っては様々な状況の変化が生じている。

昨年の東日本大震災によって、電力・ガスのライフライン等の産業保安施設が影響を受けたことをきっかけとして、自然災害全体に対する対応強化の必要性が高まっている。また、最近、日本を代表する製造事業者等における事故や保安に関する重大な義務違反が多発しており、対策が必要となっている。保安の確保は健全な産業の発展の大前提であり、このような事態に対応するために、企業経営における保安の位置付け、在り方を検討し、産業保安行政を見直していく必要がある。

さらに、技術革新や、再生可能エネルギーの導入促進といった社会環境の変化等を踏まえた科学的合理的な規制の実現が求められている。一方、産業保安の各分野において、技術の高度化に対応したより専門性の高い技術的議論が必要となっている。

については、保安分科会においては、これらの産業保安上の課題について、分野横断的に検討を行うとともに、同分科会の下に、主たる分野毎の小委員会を設け、より詳細な検討を行う（参考 2）。

（参考 1）原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令より抜粋
 （平成二十四年九月十四日政令第二百三十五号）

（産業構造審議会令の一部改正）

第三十六条 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。
 第六条第一項の表に次のように加える。

保 安 分 科 会	一 経済産業省の所掌事務のうち火薬類の取締り、高圧ガスの保安その他の保安に関する重要事項を調査審議すること。 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十七条第一項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
-----------	--

（参考 2）産業構造審議会運営規程より抜粋

第十三条第一項 分科会は、その議決をもって小委員会その他の機関を置くことができる。